

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 531

政策体系	36	事業分類	経常的事務費	所管部局	土木建築部 都市計画課
会計	一般会計	科目	8. 土木費 - 4. 都市計 - 1. 都市計 現年		
事業名	都市計画審議会運営費				
細事業名	都市計画審議会運営費				
				評価表作成者	土木建築部 都市計画課 森 雅彦

1. 事業の概要

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、南丹市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、南丹市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

②事業を実施する必要性

都市計画法の規定により、市の都市計画に設置が必要となっている。

3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額	千円	151	60	0	72	198	297	297
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	151	60	0	72	198	297
職員等の従事人員	人/年	—	0.37		1.25			
人件費	千円	—	2,319		7,539			
事業費総額	千円	—	2,380		7,612			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

都市計画審議会委員報酬 72,500円

5. 事業結果の概要

都市計画審議会 1回開催
 生産緑地地区の指定に伴う都市計画決定を行うため、都市計画審議会を開催した。

6. 活動の詳細

都市計画審議会		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項に基づき、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議するものであり、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に本市の都市計画において生産緑地地区を指定した。	平成22年8月26日	本年度は、生産緑地地区指定の承認を得た。

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

都市計画法の手続きに基づき都市計画審議会を開催し、都市計画決定することができた。今後は、市街地における緑の空間が良好に維持されるよう取り組みを進める。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
特になし
- ②当該事業のアピール事項
都市計画決定をするうえにおいて重要な審議会である。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
今後においても、都市計画事業を進めるうえにおいて必要な審議会である。